

会 費 改 定 の ご 案 内

会費は、総会（平成29年6月2日開催）により次表のとおり改定いたしました。

◎ 一般社団法人鳥取県建築士会規則

改 定（平成30年度以降）	従 前（平成29年度以前）
（会 費）	（会 費）
第3条 この会の会費は次のとおりとする。	第3条 この会の会費は次のとおりとする。
（1）正 会 員 年額 <u>12,000円</u>	（1）正 会 員 年額 10,000円
（2）資 格 会 員 年額 <u>10,000円</u>	（2）資 格 会 員 年額 8,000円
（3）準 会 員 年額 <u>10,000円</u>	（3）準 会 員 年額 8,000円
（4）賛助会員 年額 1口3,000円（ <u>4</u> 口以上）	（4）賛助会員 年額 1口3,000円（3口以上）

◎ 会費の改定の理由等

平成8年度以降21年間の諸物価の高騰、消費税の増税等により、財政は厳しい状況となっていること。

なお、増収により建築、建築設備等技術者の育成、研修に一層努め、継続能力開発（CPD）制度（CPD参加者のデータ管理費（年額1,000円）不要）の活用を推進すること。